

使わなかった保険料が戻ってくる “新しいカタチの医療保険”



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年8月改定



メディカル Kit R

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則 付加[無配当]

メディカル Kit R

生存保障重点プラン

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則、
特定疾病保険料払込免除特則 付加[無配当]



あんしん
せimei

契約年齢 0歳～60歳

商品特長

2つのRと生存保障重点プラン
の特長についてご説明します

保障内容

主契約と生存保障重点プラン
の保障内容についてご説明します

オプション

特約・特則等の詳細について
ご説明します

サービス

無料をご利用いただける
サービスについてご説明します

Q&A

よくあるご質問について
ご回答・ご説明します

ご注意事項

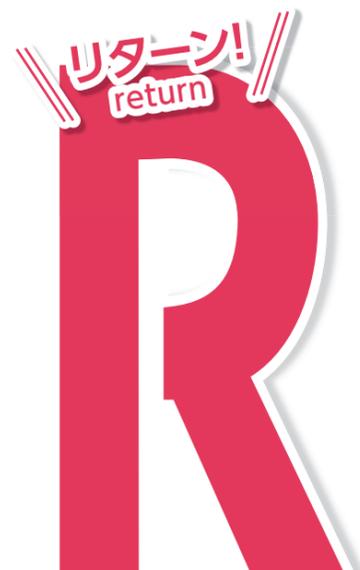
ご注意事項についてご説明します

※本資料について、閲覧以外の転用・加工や一部抜粋・ホームページへの公開等のご利用を禁止しています。

2つのRについて

≧ 掛け捨ての医療保険はもったいないと思っている方、今は健康だから必要ないと思っている方にもおすすめ ≯

メディカルKit R は、2つの「R」で“新しい医療保険のカタチ”をご提案します。



所定の年齢までに

**払い込んだ保険料^{*1}の
使わなかった分をリターン^{*2}します!**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	60歳または 70歳	70歳	75歳	80歳



**一生涯の医療保障を、
加入時のお手ごろな保険料で
リザーブ(予約)します!**

しかも、所定の年齢に到達し、
健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

- **保険料は加入時のままで変わりません。**
- **保障は一生涯続きます。**

^{*1}被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

^{*2}被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。
被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。(死亡保険金をお支払いするタイプについては、「[死亡保障](#)」をご覧ください。)

商品特長

2つのRについて

2つのR(リターン)

2つのR(リザーブ)

生存保障重点プランについて

保障内容

オプション

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 2 後 ▶



所定の年齢までに **払い込んだ保険料^{*1}** の **使わなかった分をリターン^{*2}** します!

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料^{*1}は、「**健康還付給付金**」もしくは、「**入院給付金等**」としてお受け取り **いただくことができます**。お受け取りいただいた入院給付金等の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

●入院給付金等のお受取りがない場合



●入院給付金等のお受取りがあった場合



^{*1}被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)

ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

^{*2}被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。

(死亡保険金をお支払いするタイプについては、「[死亡保障](#)」をご覧ください。)



一生涯の医療保障を、加入時のお手ごろな保険料でリザーブ(予約)します！

入院給付金等のお受取りがなければ、所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*1を、健康還付給付金としてお受け取りいただくことができますので、**実質的な保険料負担を軽くすることができます。**

【メディカルKit Rと当社医療保険 (メディカルKit NEO)に加入した場合の例】

性別:男性 / 入院給付金日額:5,000円 /
保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替) /
1入院60日型 /
手術給付金および
放射線治療給付金の給付倍率の型:I型 /
死亡保険金の給付倍率:0倍(死亡保障なし)
2022年8月2日現在

●30歳でメディカルKit Rに加入した場合 [健康還付給付金受取対象年齢:70歳]

(70歳までに入院給付金等のお受取りがなく、保険料払込みの免除事由に該当していない場合)
健康還付給付金額1,387,200円 (2,890円×12か月×40年)



●70歳で当社医療保険 (メディカルKit NEO)に加入した場合

**ご契約年齢が上がるほど、保険料は高くなるのが一般的です。
また、ご契約時の健康状態によっては、ご加入いただけないことがあります。**



*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。) ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

*3 2022年8月2日時点のメディカルKit NEO (医療総合保険 (基本保障・無解約返戻金型)) の保険料であり、将来変更となる可能性もございます。



一生涯の医療保障を、加入時のお手ごろな保険料でリザーブ(予約)します!

入院する確率が高まる時期に、**加入時のお手ごろな保険料のまま、医療保障を継続**することができます。

【人口10万人に対する年齢別入院者数】



高齢になるにつれ、入院する確率は急速に高まります。

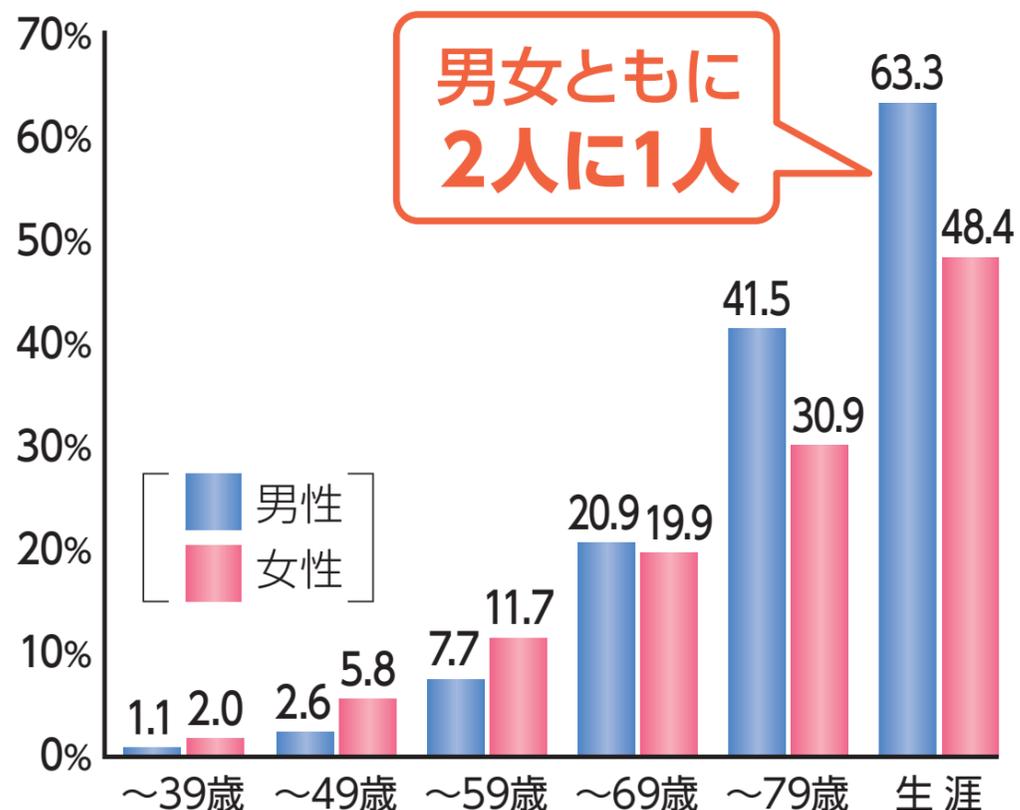
出典:厚生労働省「平成29年(2017) 患者調査の概況」

- 商品特長
- 2つのRについて
- 2つのR(リターン)
- 2つのR(リザーブ)
- 生存保障重点プランについて
- 保障内容
- オプション
- サービス
- Q&A
- ご注意事項

年齢を重ねると、大きな病気にかかる心配があります

各年齢までの累積がん罹患リスク

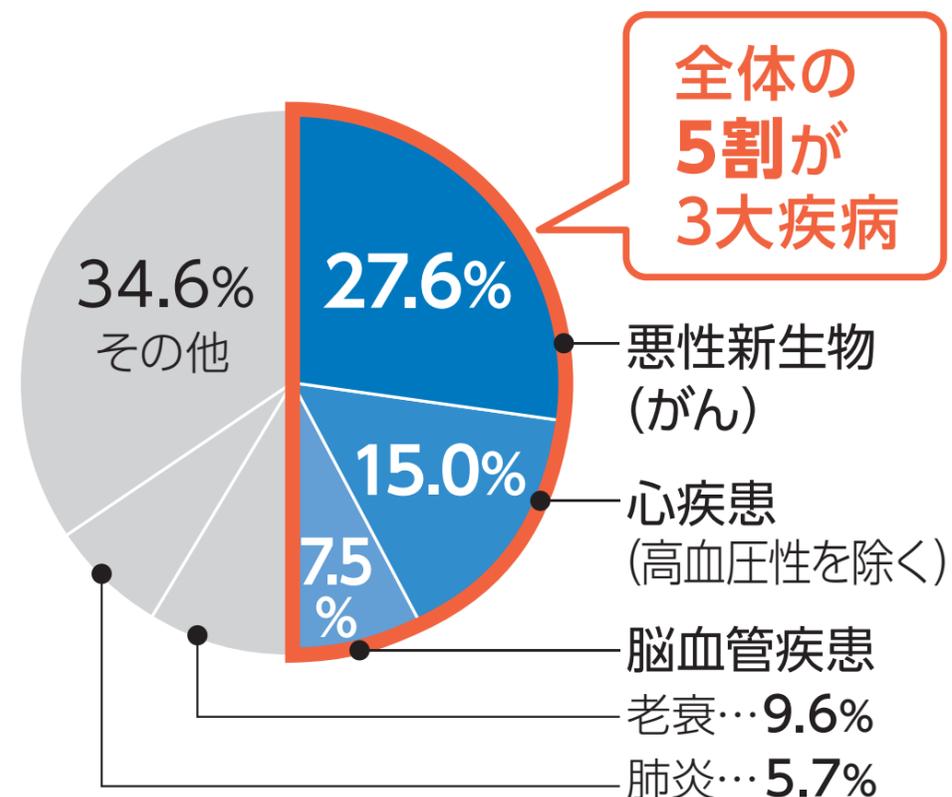
(ある年齢までにがんと診断されるおおよその確率で
2015年のデータを基にしたものです)



出典:(公財)がん研究振興財団
「がんを防ぐための新12か条」2020年発行

主な死因とその割合

悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患は、
日本の全死因の5割を占めています。



出典:厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」

さらに、**メディカルK[R]**を強化した**生存保障重点プラン**(特定疾病保険料
払込免除特則 付加)なら、
特定疾病になったときの保険料の負担に備えることができます!

商品特長

2つのRについて

2つのR(リターン)

2つのR(リザーブ)

生存保障重点プランについて

保障内容

オプション

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 6 後 ▶

メディカル Kit R 生存保障重点プランのポイント

ポイント
1

特定疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)により以下の①または②に該当したとき、将来の**保険料のお払込みが不要**となります。しかも、**保障は一生涯**続きます。

①がん(悪性新生物)⚠

初めて悪性新生物*¹と診断確定されたとき

②心疾患・脳血管疾患

心疾患または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術*²または継続20日以上入院治療を受けられたとき

ポイント
2

健康還付給付金お受取り対象年齢になる前に該当された場合、**該当された時点**で、それまでに払い込んだ**保険料の使わなかった分をリターン**します。^{*3}

⚠ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

*1 上皮内新生物は対象になりません。

*2 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

*3 該当された時点で、該当された日までにお払い込みいただいた保険料(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。健康還付給付金のお受取りは、保険期間を通じて1回を限度とします。

商品特長

2つのRについて

2つのR(リターン)

2つのR(リザーブ)

生存保障重点プランについて

保障内容

オプション

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 7 後 ▶

メディカル Kit R 生存保障重点プランのポイント

商品特長

2つのRについて

2つのR(リターン)

2つのR(リザーブ)

生存保障重点プランについて

保障内容

オプション

サービス

Q&A

ご注意事項

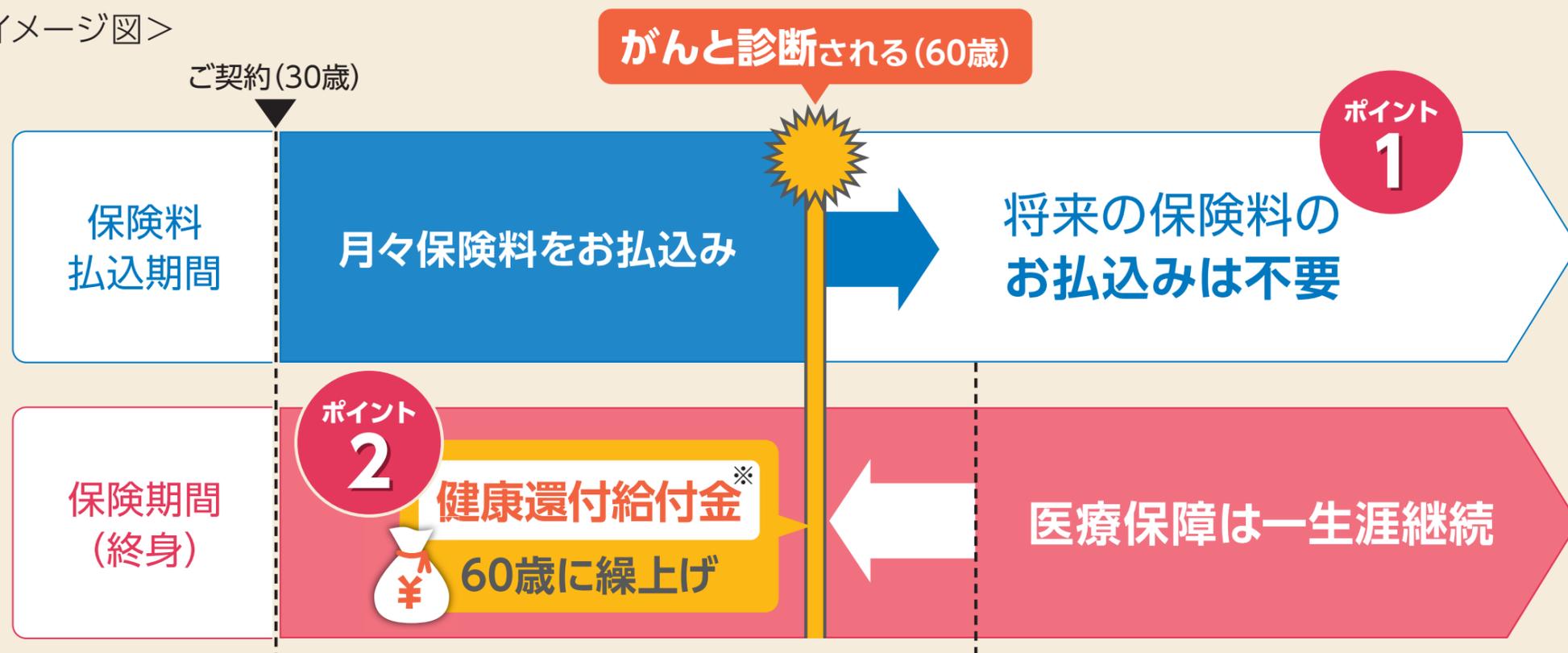
事例

健康診断でがんが見つかった
Aさん(60歳・男性)の場合

契約条件

契約年齢:30歳/健康還付給付金受取対象年齢:70歳/
保険期間・保険料払込期間:終身/特定疾病保険料払込免除
特則 付加/死亡保険金の給付倍率:0倍(死亡保障なし)

<イメージ図>



※詳しくは、健康還付給付金のお受取例をご参照ください。

健康還付給付金のお受取り対象年齢(70歳)

大きな病気になったあとの保険料の支払いが不安だったけど、がんが診断されたあとの保険料の支払いが必要なくなって、医療保障も一生継続から安心できたよ。



がんが診断されたときに、まとまったお金を受け取れたから、当面の治療費や生活費に使える治療に専念できたのは助かったな。

全画面表示

◀ 前 8 後 ▶

入院給付金日額が10,000円・5,000円タイプの外に、7,000円タイプもあります。

	10,000円タイプ	5,000円タイプ										
<p>入院の保障 病気やケガで所定の入院をされたとき。</p> <p>疾病入院給付金 災害入院給付金</p>	<p>1日につき 10,000円</p> <p>〈支払限度日数〉1回の入院につき60日限度／保険期間を通じて1,095日</p>	<p>1日につき 5,000円</p>										
<p>手術・放射線治療の保障 公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき*1。</p> <p>手術給付金 放射線治療給付金</p>	<p>1回につき 10万円 入院中の手術または骨髄等の採取術</p> <p>5万円 上記以外(外来)の手術</p> <p>10万円 放射線治療</p>	<p>1回につき 5万円 入院中の手術または骨髄等の採取術</p> <p>2.5万円 上記以外(外来)の手術</p> <p>5万円 放射線治療</p>										
<p>保険料払込みの免除*2</p>	<p>以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。</p> <p>①病気やケガにより、所定の高度障害状態になられたとき</p> <p>②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき</p>											
<p>健康還付特則 被保険者が健康還付給付金支払日*3に生存しているとき。</p> <p>健康還付給付金 (保険期間を通じて1回を限度)</p>	<p>所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*4から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額をお受け取りいただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご契約年齢</th> <th>0～40歳</th> <th>41～50歳</th> <th>51～55歳</th> <th>56～60歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所定の年齢 (健康還付給付金のお受け取り対象年齢)</td> <td>60歳または70歳</td> <td>70歳</td> <td>75歳</td> <td>80歳</td> </tr> </tbody> </table>		ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳	所定の年齢 (健康還付給付金のお受け取り対象年齢)	60歳または70歳	70歳	75歳	80歳
ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳								
所定の年齢 (健康還付給付金のお受け取り対象年齢)	60歳または70歳	70歳	75歳	80歳								

*1 お支払いの対象外となる手術・放射線治療やお支払回数に制限がある場合があります。

*2 所定の年齢(健康還付給付金のお受け取り対象年齢)に到達する前に保険料払込免除事由に該当した場合は、その時点で健康還付給付金をお受け取りいただけます。

*3 被保険者が健康還付給付金のお受け取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

*4 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

→ オプション

生存保障重点プラン 特定疾病保険料 払込免除特則

〈 任意付加 〉

以下のいずれかに該当したとき、
将来の保険料のお払込みが不要となります。

がん (悪性新生物) ⚠

初めて悪性新生物*5と診断確定されたとき。

心疾患・脳血管疾患

心疾患・脳血管疾患で所定の手術または
継続20日以上入院治療を受けられたとき。

⚠ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

さらに、健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に該当した場合は、その時点で**健康還付給付金をお受け取り**いただけます。

該当日までにがん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患等で入院給付金等をお受け取りいただいた場合は、給付金分を差し引いた金額をお受け取りいただけます。

*5 上皮内新生物は対象になりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください

全画面表示

◀ 前 10 後 ▶

健康還付給付金のお受取例

【**契約条件** | 性別：男性／契約年齢：30歳／入院給付金日額：5,000円／保険期間・保険料払込期間：終身（口座振替扱）／健康還付給付金受取対象年齢：70歳／死亡保険金の給付倍率：0倍（死亡保障なし）】の場合

(注) ケース①、ケース②は、70歳までに保険料払込みの免除事由に該当していない場合

2022年8月2日現在

ケース① 入院給付金等のお受取りがない場合

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*4 **全額**をお受け取り



ケース② 入院給付金等のお受取りがあった場合

既にお受け取りいただいた入院給付金等を **差し引いた金額**をお受け取り



*4 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

- 商品特長 >
- 保障内容** ▾
- 保障内容
- 生存保障重点プランの保障内容
- 健康還付給付金のお受取例**
- オプション >
- サービス
- Q&A
- ご注意事項

全画面表示

健康還付給付金のお受取例

[商品特長](#)[保障内容](#)[保障内容](#)[生存保障重点プランの保障内容](#)[健康還付給付金のお受取例](#)[オプション](#)[サービス](#)[Q&A](#)[ご注意事項](#)[全画面表示](#)[前](#) [12](#) [後](#)

契約条件

性別：男性／契約年齢：30歳／入院給付金日額：5,000円／保険期間・保険料払込期間：終身（口座振替扱）／健康還付給付金受取対象年齢：70歳／死亡保険金の給付倍率：0倍（死亡保障なし）

の場合

生存保障重点プラン

■上記の契約条件に
特定疾病保険料払込
免除特則を付加入院給付金等のお受取りがなく、
60歳で初めて**がん**と診断された場合

保険料払込みの免除事由に該当した日までにお払い込みいただいた保険料相当額*4をお受け取り

月払保険料
3,500円

健康還付給付金(リターン)

1,040,400円

(2,890円*×12か月×30年間)

※ケース①、②月払保険料と同額

[ご参考]実際の既払込保険料

1,260,000円

(3,500円×12か月×30年間)

将来の保険料の
お払込みは不要

▲ご契約(30歳)

▲特定疾病で所定の
状態に該当(60歳)*6

▲70歳

一生涯

*4 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

*6 60歳となる年単位の契約応当日の前日に初めてがん(悪性新生物)と診断確定された場合とします。

さまざまなオプションをお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。

入院・手術の保障を充実!

 入院 に備える	入院一時給付金特約
 3大疾病による入院 に備える	3大疾病入院支払日数無制限特約
 手術 に備える	手術給付金の追加払に関する特約

! 特約等の保険料や給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

! がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

※ 超保険とは東京海上グループの生損保一体型保険です。

その他のオプション

 通院 に備える	通院特約
 先進医療 に備える	先進医療特約
 がん に備える がんの自由診療等を保障!	がん診断特約 ⚠
	悪性新生物初回診断特約 ⚠
	抗がん剤治療特約 ⚠
	がん特定治療保障特約 ⚠
 生活習慣病 に備える	特定治療支援特約 ⚠
 女性特有の病気 に備える	女性疾病保障特約
 働けなくなったとき に備える	重度5疾病・障害・重度介護保障特約 ⚠
 ケガ に備える 超保険限定*	特定損傷一時金特約
 万一 に備える	死亡保障

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 13 後 ▶



入院一時給付金特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

入院時のさまざまな出費に手厚く備えることができます

この特約のポイント

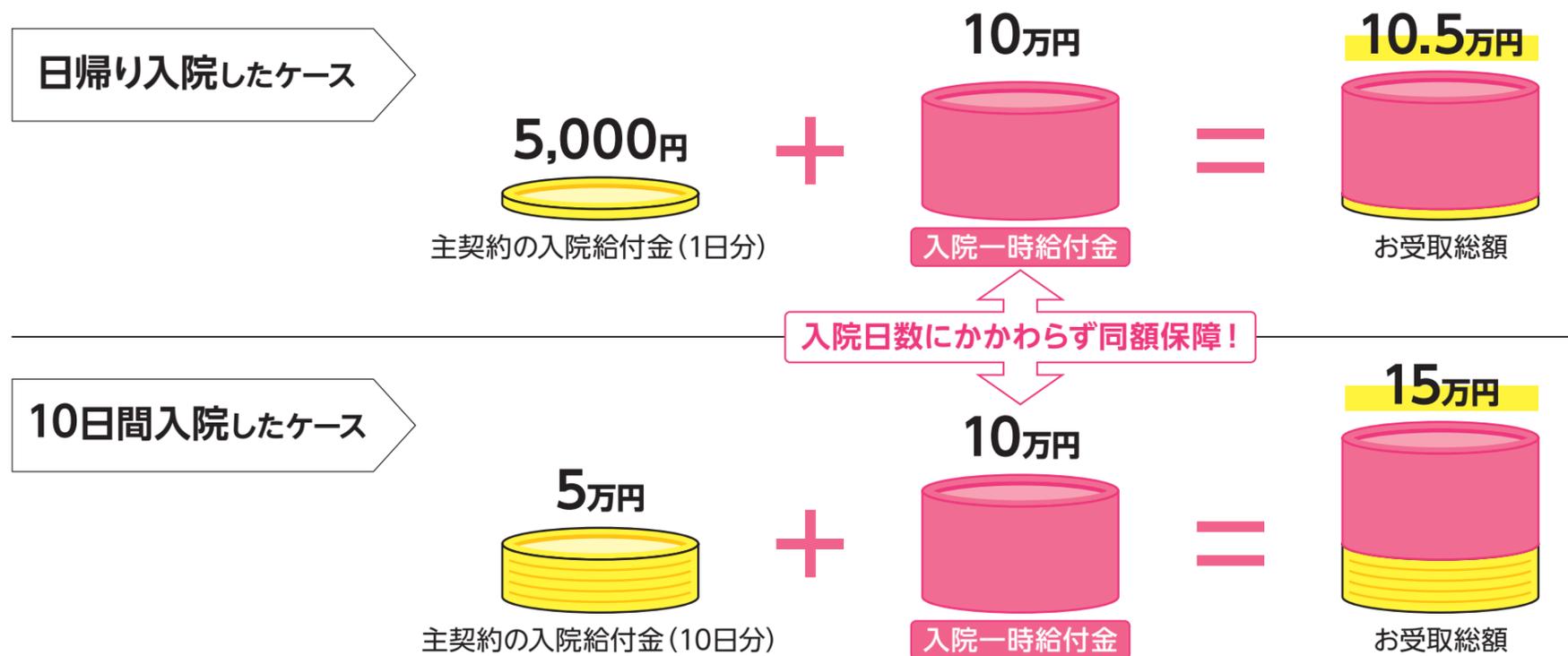
- 主契約の入院給付金とは別に入院一時給付金をお受け取り
- **短期入院**でも**まとまった金額**で入院時の出費をカバー

こんなときお支払いします	給付金額	支払限度
病気やケガで 所定の入院をされたとき	疾病入院一時給付金 災害入院一時給付金 1回の入院につき 5万円～20万円 1万円単位で設定できます。	病気・ケガそれぞれ 保険期間を通じて 100回

※疾病入院一時給付金および災害入院一時給付金は、1回の入院に対して重複してお支払いしません。

〈入院日数とお受取総額のイメージ〉

■主契約の入院給付金日額: 5,000円 ■特約の入院一時給付金額: 10万円



特約等の保険料や給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション v

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

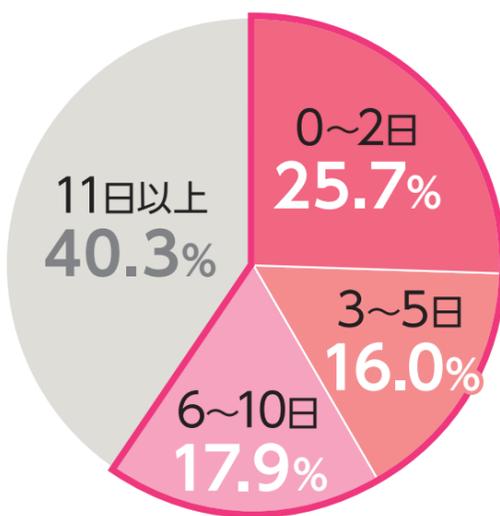
全画面表示

◀ 前 14 後 ▶



最近の入院の多くは、**短期間**で退院しています。

●入院日数の割合



入院した方の約60%が
10日以内に退院しています。

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。
出典：厚生労働省「平成29年 患者調査」より当社にて作成
※単胎自然分娩/その他の妊娠、分娩及び産じょくを除く



短期入院でもさまざまな出費がかかり、**まとまった金額**が必要な場合があります。

●直近の入院日数別自己負担費用(平均)



※治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品等を含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
出典：(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

●自己負担となる費用の例



差額ベッド代

差額ベッド代の自己負担* (1日あたり)
1人部屋 8,221円 3人部屋 2,851円
2人部屋 3,122円 4人部屋 2,641円



入院中の食事代



入院中の日用品代
(衣類・TVカード等)



入退院時の交通費等

*出典：厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第488回)資料 主な選定療養に係る報告状況(令和2年7月1日現在)」

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 15 後 ▶



3大疾病入院支払日数無制限特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

3大疾病の入院は、日数無制限で保障します

この特約の ポイント

● **3大疾病**による入院は、**日数無制限**で保障

こんなときお支払いします

3大疾病で所定の入院をされ、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1回の入院または通算の支払限度日数に達したとき

3大疾病 がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患、脳血管疾患

給付内容

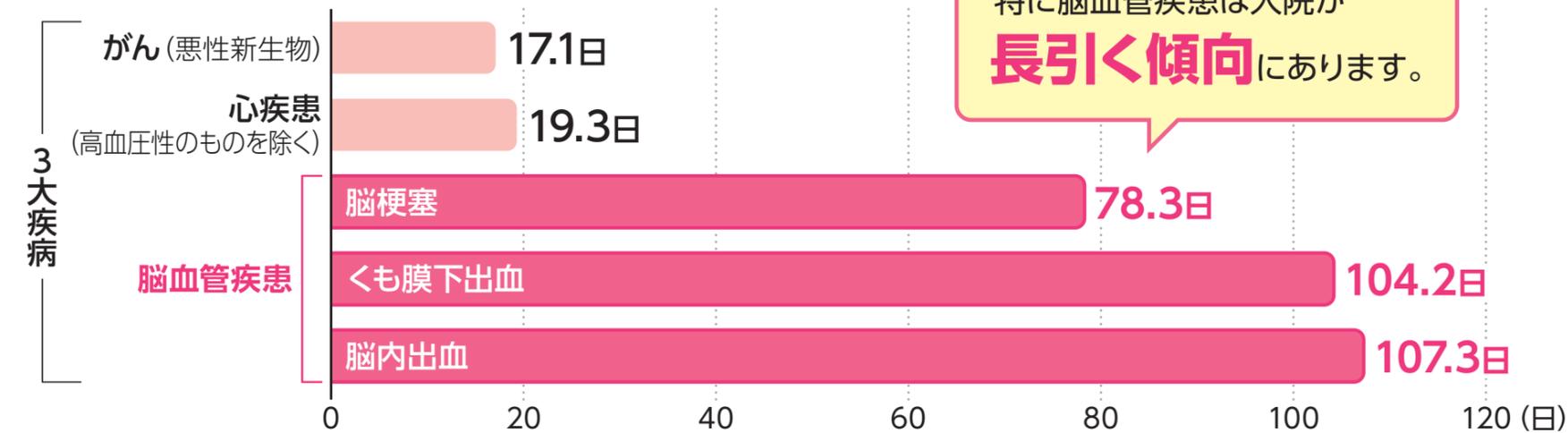
特定疾病入院給付金

特定疾病入院給付金を
日数無制限でお支払い



3大疾病による入院は長期化することもある。

● 退院患者の平均在院日数



出典:厚生労働省「平成29年 患者調査」



特約等の保険料や給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 16 後 ▶



手術給付金の追加払に関する特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

手術の保障を手厚くできます

この特約の ポイント

- 所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて、手術給付金を
主契約に上乗せしてお受け取り
- 特約の手術給付金については、健康還付給付金の減額の対象外
(主契約よりお受け取りいただいた手術給付金については、健康還付給付金から減額されます。)

こんなときお支払いします

主契約の手術給付金が支払われるとき

給付内容

特約手術給付金

主契約の入院給付金日額×給付倍率
(手術の種類に応じて、30倍または10倍*1)

*1 この特約の対象となる手術を外来(入院中以外)で受けた場合は、この特約の給付倍率をそれぞれ30倍から35倍、10倍から15倍と読み替えて適用します。

特約等の保険料や 給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 17 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



手術給付金の追加払に関する特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

手術の保障を手厚くできます

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション v

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 18 後 ▶

東京海上日動あんしん生命

お受取りの仕組み

\最大40倍! / 手厚い手術保障!

悪性新生物(がん)で入院し開腹手術を受けられた場合のお受取例(入院給付金日額1万円のご契約)

•主契約からお支払いする手術給付金額	10万円
•本特約部分からお支払いする手術給付金額	30万円
合計のお受取金額	40万円

主契約とこの特約の手術給付金を合計したお受取金額は、当社医療保険メディカルKit NEO (医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))の手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型をⅢ型とした場合と同額となります。

● この特約で対象となる手術の種類と給付倍率は次のとおりです。

	手術の種類	給付倍率*1
①	開頭手術*2、四肢切断術*3、脊髄腫瘍摘出術、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*4	30倍
②	a. 悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	30倍
	b. 上記a.以外の手術	10倍
③	胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術	10倍

*1 この特約の対象となる手術を外来(入院中以外)で受けた場合は、この特約の給付倍率をそれぞれ30倍から35倍、10倍から15倍と読み替えて適用します。

*2 穿頭術は含みません。 *3 手指・足指を除きます。

*4 移植手術は日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限り、また、臓器の提供者は対象となりません。

*5 帝王切開娩出術を除きます。また、胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術は含みません。



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください



通院特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

入院前後の通院を保障します

この特約の ポイント

- **入院前60日以内、退院後180日以内**の通院を保障
- 3大疾病による通院は**退院後730日まで**保障

こんなときお支払いします

		給付金額	支払限度
入院前	病気やケガにより入院し、入院開始日の前日からその日を含めて遡及して 60日以内 に通院したとき	通院給付金 1日につき 主契約の 入院給付金日額 の60%	1回の入院につき 30日 限度 通算1,095日
退院後	退院日の翌日からその日を含めて 180日以内 に通院したとき <small>イメージ①</small> <hr/> 〈入院の原因が3大疾病による場合〉 退院日の翌日からその日を含めて 730日以内 に通院したとき <small>イメージ②</small> <small>3大疾病</small> がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患、脳血管疾患		

※主契約の入院給付金が支払われる入院の原因となった病気やケガの治療を目的とする通院が対象です。

〈支払対象期間のイメージ〉



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示



先進医療特約

保険期間・保険料払込期間
10年(90歳まで自動更新が可能)

先進医療を受けたとき、技術にかかわる費用を保障します

この特約の ポイント

- 先進医療にかかわる技術料と同額を**通算2,000万円まで**保障
- 当社から**医療機関へ給付金を直接お支払い**するサービスがあります。[詳しくは Q&A](#)

こんなときお支払いします

病気やケガにより公的医療保険制度における
所定の先進医療を受けられたとき

給付金額

先進医療給付金

先進医療にかかわる
技術料と同額

支払限度額

通算 **2,000万円**



先進医療の自己負担額は高額となるケースも

「先進医療にかかわる技術料」は、
公的医療保険制度の給付対象では
ないため全額自己負担となります。

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部
位によって公的医療保険制度の給付対象と
なるものがあります。最新情報は、厚生労働
省のホームページでご確認いただけます。

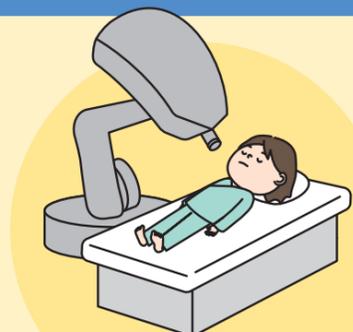
出典：令和3年12月2日厚生労働省
「第105回先進医療会議資料」
令和3年度実績報告(令和2年7月1日～令和3年
6月30日)より当時の制度を基に当社にて作成

▶ 先進医療の例と平均費用



重粒子線治療

約**318万円**



陽子線治療

約**264万円**



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 20 後 ▶



がん診断特約 悪性新生物初回診断特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

まとまった一時金でがんにも備える保障です

がん診断特約

この特約の
ポイント

- **初めてがんと診断確定されたときや再発・転移したとき等も保障**
- **2年に1回を限度に回数無制限でお受け取り** 上皮内新生物は1回を限度

こんなときお支払いします

	給付金額	支払限度
1回目 初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき	診断給付金 1回 10万円~100万円 10万円単位で設定できます。	回数無制限 (2年に1回を限度)
2回目以降 悪性新生物が再発・転移したとき*1または悪性新生物が新たに生じたときと診断確定されたとき(上皮内新生物はお支払対象となりません。)	(悪性新生物初回診断特約と合計して) 100万円を限度に設定できます。	上皮内新生物は1回を限度

*1 悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき、または悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき。

悪性新生物初回診断特約

この特約の
ポイント

- **初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたときを保障**

こんなときお支払いします

	保険金額	支払限度
初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(上皮内新生物はお支払対象となりません。)	診断保険金 1回 10万円~100万円 10万円単位で設定できます。 (がん診断特約と合計して) 100万円を限度に設定できます。	1回 *2

*2 診断保険金をお受け取りいただいた場合、この特約は消滅し、以降この特約の保障はなくなります。



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠️がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション v

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 21 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



抗がん剤治療特約

保険期間・保険料払込期間
10年(90歳まで自動更新が可能)

抗がん剤による治療を保障します

この特約の ポイント

- **通算60か月**まで保障
- 抗がん剤には、**所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)**等を含みます。

こんなときお支払いします

がん(悪性新生物・上皮内新生物)の治療を目的として、公的医療保険制度の給付対象である抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき*3

給付金額

〈お支払事由に該当した月ごと〉
治療給付金
5万円・10万円からお選びください。

支払限度

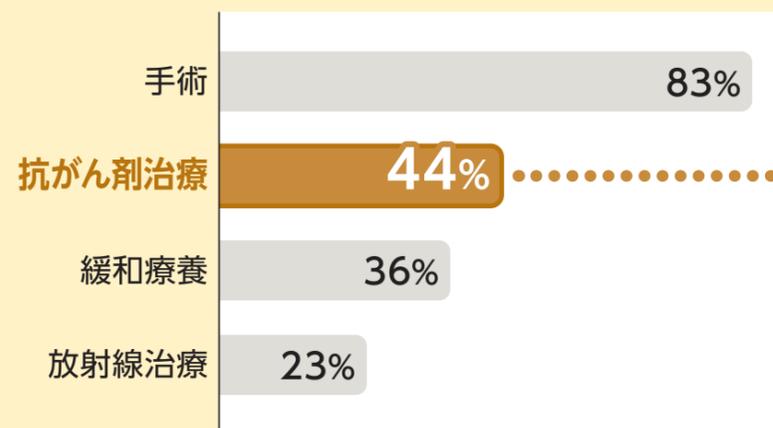
通算 **60か月**

*3 責任開始期以降に診断確定されたがんによる入院または通院での抗がん剤治療が対象となります。入院または通院により処方を受けた抗がん剤の投薬期間が複数の月にわたる場合は、その期間中の月ごとに治療給付金のお支払事由に該当したものとみなします。



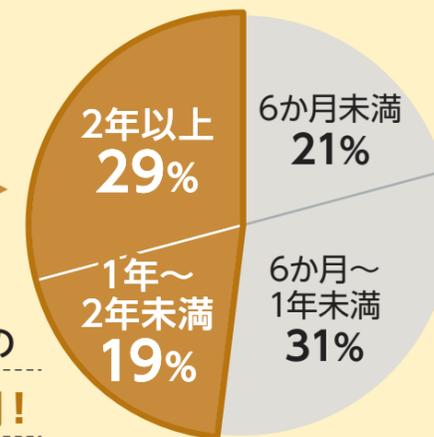
がんの治療のうち、特に抗がん剤治療は治療期間が長期化する傾向にあります

▶ がん罹患した人が受けた治療 (治療終了者のみ、複数回答あり)



治療期間が
1年以上の割合は
48%

抗がん剤治療を受けた場合の
治療期間は**平均20.8か月!**



出典:「がん治療に関する調査」当社調べ(2021年1月)



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 22 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



がん特定治療保障特約

保険期間・保険料払込期間
5年(90歳まで自動更新が可能)

がんの自由診療等の治療費を保障します

TOP

この特約の ポイント

- **患者申出療養・評価療養・自由診療を月払保険料500円*4で通算1億円まで保障**
- **当社から医療機関へ給付金を直接お支払いするサービスがあります。** [詳しくは Q&A](#)

こんなときお支払いします

がん(悪性新生物・上皮内新生物)の治療のため、以下のいずれかの診療*5が行われる入院または通院をされたとき

- ① 公的医療保険制度における**患者申出療養**または**評価療養**(先進医療を除きます。)による診療
- ② **対象病院**において行われる**所定の自由診療**

給付金額	支払限度額
<p>特定治療給付金</p> <p>診療*5にかかわる費用と同額</p>	<p>通算 1億円</p>

*4 特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合の保険料です。(2022年8月2日現在)

*5 診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。

対象病院とは？

診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている都道府県がん診療連携拠点病院等をいいます。

2022年4月1日時点で

全国462病院！

対象病院は、専用ホームページからご確認ください。



https://www.medicalnote-tm.jp/agreement_hospitals ▶

次の費用は給付金のお支払いの対象になりません。

- **患者申出療養**または**評価療養**(先進医療を除きます。)の場合は、公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます。)
- 選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)および先進医療にかかわる技術料
- 遺伝子パネル検査にかかわる費用

- 患者申出療養・評価療養・自由診療について詳しくは[Q&A](#)をご参照ください



特約等の保険料や給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 23 後 ▶

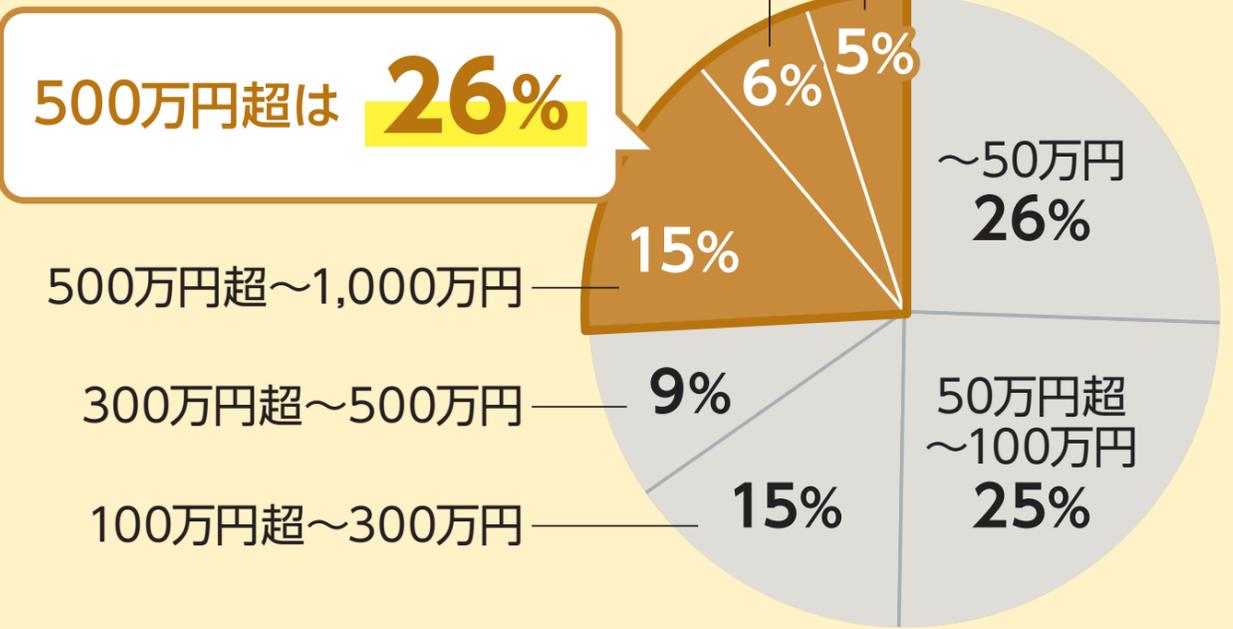
東京海上日動あんしん生命

💡 公的医療保険制度の対象とならない自由診療等を受ける場合、費用が高額となる場合があります

がんの治療は、まず有効性・安全性が確認された標準治療(保険診療)を受けます。標準治療が終了した場合等に、**患者申出療養・評価療養・自由診療等**の治療を受ける選択肢がありますが、これらの治療費は自己負担が高額になるケースが多くあります。



▶ 自由診療の治療費



がんの“自由診療”について
 動画でご覧いただけます(約2分)

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。 出典: 「がん治療に関する調査」当社調べ(2021年1月)



特定治療支援特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

治療費が気になる生活習慣病に、一時金で備える保障です

この特約の ポイント

- 疾病ごとに**1年に1回、最大5回***1の給付金をお受け取り
- 対象となる疾病・給付割合が3つの型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）から選べます。

こんなときお支払いします

所定の生活習慣病で所定の治療等を受けられたとき

所定の
生活習慣病

がん（**悪性新生物**・**上皮内新生物**）**⚠**、心疾患、
脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全、糖尿病（3大合併症）

給付内容

3つの型に応じて疾病の種類ごとに、
年1回を限度にお受け取り。（最大5回まで*1）

給付金額は**50万円・100万円**からお選びください。

*1 上皮内新生物および糖尿病に対するお支払いは保険期間を通じて1回限りとします。



特約等の保険料や
給付金について

特約（死亡保障を含みます。）の保険料は健康還付給付金（リターン）の対象とはなりません。一方で、特約（死亡保障を含みます。）部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金（リターン）の減額の対象とはなりません。

⚠がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 25 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



特定治療支援特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

治療費が気になる生活習慣病に、一時金で備える保障です

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 26 後 ▶

東京海上日動あんしん生命

● 疾病の種類ごとのお支払事由・支払限度・給付金額

疾病の種類 (給付金の種類)		お支払事由の概要		通算 支払限度	給付金額		
		1回目	2~5回目		50万円の場合	100万円の場合	
3 大 疾 病	がん ⚠	悪性新生物 (悪性新生物給付金)	初めて 診断確定 されたとき	所定の手術・放射線治療・ 抗がん剤治療を受けられたとき	5回	50万円	100万円
		上皮内新生物 (上皮内新生物給付金)	—	—	1回	25万円	50万円
	心疾患 (心疾患給付金)	所定の手術または継続20日以上 の入院治療を受けられたとき		5回	50万円	100万円	
	脳血管疾患 (脳血管疾患給付金)						
6 疾 病	肝硬変 (肝硬変給付金)	所定の治療*2を受けられたとき		5回	3つの型から選べます		
	慢性腎不全 (慢性腎不全給付金)				Ⅲ型		50万円
	糖尿病 3大合併症 (糖尿病給付金) 〈糖尿病腎症、 糖尿病網膜症、 糖尿病神経障害〉	—		1回	Ⅱ型 25万円 50万円 Ⅰ型 給付なし (3大疾病のみ保障)		

*2 肝硬変、慢性腎不全、糖尿病の治療は、公的医療保険制度の給付対象となる診療行為および先進医療に該当する診療行為に限ります。

⚠ 特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

生活習慣病はより重い疾患に重症化することがあります

医療監修:東京海上日動メディカルサービス



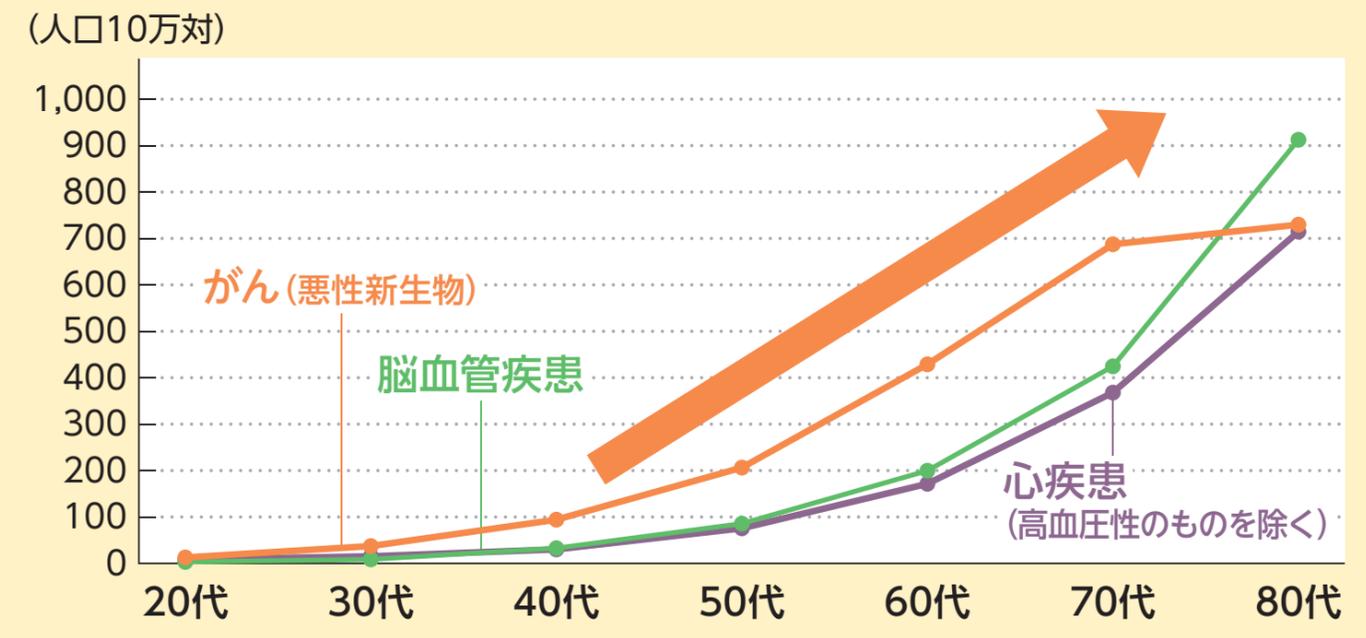
他人事ではない生活習慣病。40代以降にリスクが高まります

▶ 3大疾病の総患者数 / 年代別受療率

がん (悪性新生物)
178.2万人

脳血管疾患
111.5万人

心疾患 (高血圧性のものを除く)
173.2万人



出典:厚生労働省「平成29年 患者調査」

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示



女性疾病保障特約

保険期間・保険料払込期間
主契約と同じ

女性特有の病気や3大疾病を保障します

この特約の ポイント

- 女性特有の疾病や3大疾病で入院されたとき、入院給付金を主契約とは別にお受け取り
- 乳房再建手術を受けられたときは、一時金をお受け取り

こんなときお支払いします

女性特有の疾病や3大疾病を含む
「特定の疾病」で
所定の入院をされたとき

初期入院保障特則*³を付加した場合

1～9日間の所定の入院をされたとき*⁴

乳がん(乳房の**悪性新生物**)**!**で乳房を
切除し、乳房再建手術を受けられたとき
(**上皮内新生物はお支払対象となりません。**)

給付金額

入院給付金

1日につき **5,000円～10,000円**
主契約の入院給付金日額と同額以下で
1,000円単位で設定できます。

特約の入院給付金日額 × **10日分**

乳房再建給付金

100万円～200万円
(特約の入院給付金日額の200倍)

支払限度

主契約と同一

(1回の入院につき)
60日限度
通算1,095日

または
無制限
からお選びください。

1乳房につき1回

*³ 入院一時給付金特約を付加した場合、この特則は付加できません。

*⁴ 初期入院保障特則の対象となる入院(1～9日間の入院)をしたときは、日数に応じた特約の入院給付金はお支払いしません。

! 特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

! がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 28 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



〈女性疾病保障特約の入院給付金のお受取りイメージ〉

本特約で
お支払いする部分

女性疾病保障特約の入院給付金

主契約から
お支払いする部分

主契約の疾病入院給付金

この特約の入院給付金のお支払対象となる「**特定の疾病**」は、以下のとおりです。

詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

女性特有の疾病

- 妊娠・分娩の合併症、流産
- 子宮筋腫
- 乳房・子宮・卵巣の良性新生物
- 卵巣のう腫
- 子宮頸(部)の上皮内がん
- 等

女性に多い疾病

- 甲状腺障害(バセドウ病・橋本病等)
- 胆石症、胆のう炎
- 鉄欠乏性貧血等の貧血
- 腎結石・尿管結石
- 下肢の静脈瘤
- 関節リウマチ 等

3大疾病

- がん(悪性新生物・上皮内新生物)
- 心疾患
- 脳血管疾患



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

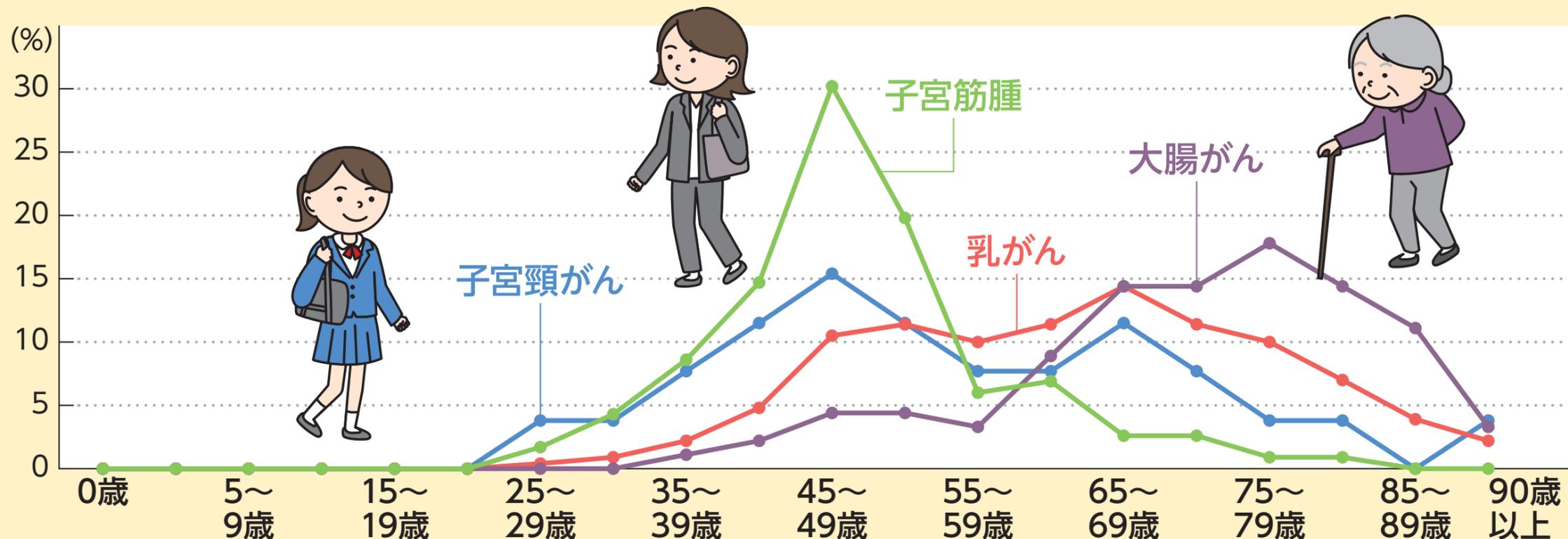
⚠ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

女性が気をつけたい病気は年齢とともに変わっていきます

▶ 疾病別にみた世代ごとの患者数割合

疾病別に年齢階級別患者数を女性の総患者数で除した値です。



子宮頸がん

子宮頸がんは20代後半から増えはじめ、70代までリスクが高くなっています。

子宮筋腫

子宮筋腫は30代からリスクが高まり、40代後半でピークとなります。

乳がん

女性がかかるがんの中で最も多い乳がん。30代後半からリスクが高くなります。

大腸がん

大腸がんは女性で2番目に多いがんです。高齢期には特にリスクが高まります。

出典：厚生労働省「平成29年 患者調査」より当社にて算出



ピンクリボンをご存じですか？

乳がんの早期発見・治療の重要性を訴えるために、世界共通で使われているシンボルマークです。あんしん生命はすべての女性の笑顔と幸せを願い、認定NPO法人である「J. POSH」を通じてピンクリボン運動を支援しています。

商品特長 >

保障内容 >

オプション ▾

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示



重度5疾病・障害・重度介護保障特約

保険期間・保険料払込期間
60歳、65歳、70歳満了

5疾病により働けなくなった場合等に備える保障

この特約の ポイント

- お支払事由に該当した場合、その後**定期的にご申告いただくことなく**、
継続的に給付金をお受け取り
- **所定の状態から回復した場合でも**、給付金支払期間中は給付金をお受け取り

こんなときお支払いします

5疾病による就業不能状態*1が
60日を超えて継続したと
診断されたとき

5疾病

がん(悪性新生物)⚠、急性心筋梗塞、
脳卒中、肝硬変、慢性腎不全

(上皮内新生物はお支払対象となりません。)

病気やケガで以下のいずれかの
障害状態となったとき

- 国民年金法に基づき、障害等級1級
または2級と認定されたとき
(精神の障害による障害等級2級を除きます)
- 所定の生活障害状態*2に該当したとき

病気やケガによる
所定の要介護状態*2が180日を超えて
継続したと診断されたとき

保険金額・支払期間

〈保険金額〉

重度5疾病・障害・重度介護保険金

月額 **5万円~15万円**

1万円単位で設定できます。

〈支払期間〉

ご契約時にいずれかを選べます。

2年または5年

※就業不能状態、障害状態、要介護状態から
回復した場合でも、給付金支払期間中は
給付金をお受け取りいただけます。

支払方法

毎月所定の給付金を
お受け取り。



- ① 一時金としてお受け取り
いただくことや
- ② 一部を一時金として
受け取り、残りを毎月
お受け取りいただくことも
できます。

*1 就業不能状態とは、5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態、または、5疾病により医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後や、5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。

*2 生活障害状態および要介護状態について詳しくは、Q&Aをご参照ください。 → [Q&A](#)



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 31 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



特定損傷一時金特約

保険期間
70歳満了

保険料払込期間
主契約と同じ

超保険限定*3

骨折等のケガを保障します

この特約の ポイント

- 治療を受けていれば**入院していなくても**お受け取り

こんなときお支払いします

不慮の事故で、事故の日からその日を含めて
180日以内に特定損傷（骨折、関節脱臼、腱の断裂）
の治療を受けられたとき

給付金額

特定損傷
一時給付金
1回 **5万円**

支払限度

保険期間を通じて **5回**
なお、同一の不慮の事故による
お支払いは1回

*3 超保険とは東京海上グループの生損保一体型保険です。



特約等の保険料や
給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「ご注意事項」
を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 32 後 ▶



死亡保障

保険期間・保険料払込期間
終身

万が一の費用を保障します

この保障の ポイント

- 解約返戻金をなくすことにより、お手頃な保険料で、**一生涯の死亡保障**を確保

こんなときお支払いします

保険金額

死亡されたとき

死亡保険金 入院給付金日額 × **死亡保険金の給付倍率**

500万円以下かつ **下表の倍率以下(50倍単位)** で設定できます。

特定疾病保険料払込免除特則 付加あり	500倍
特定疾病保険料払込免除特則 付加なし	200倍

- 死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。
- **健康還付給付金支払日前に死亡された場合、死亡保険金のみをお支払いし、健康還付給付金および健康還付特則の解約返戻金はお支払いしません。**なお、死亡保険金が健康還付特則の解約返戻金額を下まわるときは、解約返戻金額と同額をお受け取りいただけます。

! 死亡保険金には、解約返戻金を活用した資産形成機能はなく、将来、ご契約内容を見直す場合等でも解約返戻金を活用することはできません。未成年のお客様を被保険者とする場合は、ご契約に際して特にご注意ください。

※ご契約にあたっては、保険料だけでなく、保険の内容のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。
保険の内容については、契約概要等で全般的にご確認ください。

参考

- 葬儀費用は地域や慣習による違い、葬儀の内容等によって千差万別ですが、合計額は平均**約208万円**です。^(※1)
 - お墓代についてもお墓の種類や霊園等により異なりますが、お墓(一般墓)の平均購入価格は**約169万円**です。^(※2)
- (※1) 出典：(株)鎌倉新書 いい葬儀「第4回お葬式に関する全国調査(2020年)」を基に当社作成
(※2) 出典：(株)鎌倉新書 いいお墓「第12回 お墓の消費者全国実態調査(2021年)」



特約等の保険料や 給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、「**ご注意事項**」を必ずご確認ください

TOP

商品特長 >

保障内容 >

オプション v

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 33 後 ▶



特定悪性新生物保険金前払特約

保険期間
終身

死亡保障に代えて、重篤ながん治療にも備えられる保障です

この特約の ポイント

- ご希望により将来の死亡保険金に代えて**特定悪性新生物保険金を前払**でお受け取り
- **特約保険料は不要**です。 ※死亡保険金をお支払いするタイプで「特定疾病保険料払込免除特則」を付加したご契約の場合に、この特約を付加できます。

こんなときお支払いします

がん(悪性新生物)⚠について、以下のいずれかに該当したと診断確定されたとき

- 悪性新生物の病期分類*4によりⅢ期またはⅣ期に分類されること
- 悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと
- 他の臓器に転移したこと

標準治療がないか、標準治療が終了*5し、または標準治療の終了*5が見込まれる場合を含みます。

(上皮内新生物はお支払対象となりません。)

保険金額

特定悪性新生物保険金

主契約の死亡保険金額のうち、当社の定める範囲内で**全部**または**一部**をご指定いただけます。

〈保険金の計算方法〉

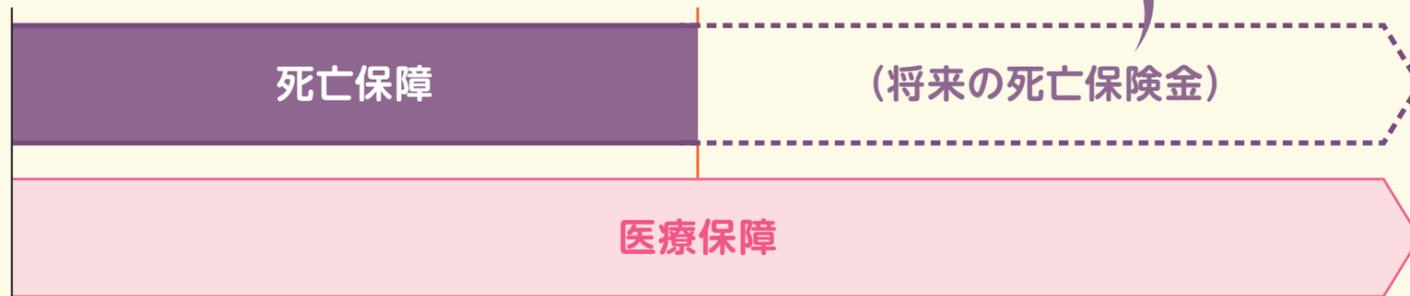
指定保険金額 × **請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合 (91%~99%)**

支払限度

保険期間を通じて1回*6

〈お受取りの仕組み〉

将来の死亡保険金に代えて、保険金を前払でお受け取り



所定のがん(悪性新生物)と診断確定

- *4 「悪性新生物の病期分類」とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。
- *5 「標準治療の終了」とは、医学的に効果が認められる一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。
- *6 主契約の死亡保険金額の一部を指定した場合、お支払事由に該当する悪性新生物の治療が行われている間は、当社の定める範囲内で指定保険金額を増額できます。

⚠ 特約等の保険料や給付金について

特約(死亡保障を含みます。)の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約(死亡保障を含みます。)部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

⚠ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、「ご注意事項」を必ずご確認ください

TOP

商品特長

保障内容

オプション

オプションの一覧

入院一時金給付特約

3大疾病入院支払日数無制限特約

手術追加払に関する特約

通院特約

先進医療特約

がん診断特約

悪性新生物初回診断特約

抗がん剤治療特約

がん特定治療保障特約

特定治療支援特約

女性疾病保障特約

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

特定損傷一時金特約

死亡保障・特定悪性新生物保険金前払特約

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 34 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



病気に関する
疑問や不安の解消を
サポート



Medical Note for **東京海上グループ**

● 専用ホームページ

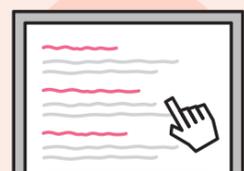
<https://www.medicalnote-tm.jp/signup>

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。
専用ホームページの注意事項もご確認ください。



**オンライン医療相談
サービス**

気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。



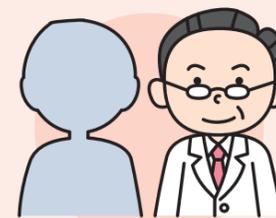
**病気・症状辞典
サービス**

病気や症状をWebで簡単に検索できます。



**がん精密検査
予約サービス**

専門的な医療を提供している病院から選んでがん精密検査の受診の予約ができます。



**セカンドオピニオン
予約サービス**

各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。



**医師・病院受診
予約サービス**

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。

サービスは予告なく変更される場合があります。

各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じてご提供します。詳細は各サービスのチラシ等をご覧ください。

ご契約者様(法人除く)・被保険者様およびそのご家族向け

メディカルアシスト(各種医療サービス)

 0120-363-992

24時間365日対応

- 緊急医療相談
- 一般の健康相談
- 医療機関案内
- 転院・患者移送手配

事前予約

- がん専用相談窓口
- 予約制専門医相談

(転院・移送の実費については)
お客様のご負担となります。)

がんお悩み訪問相談サービス

 0120-363-992

予約受付24時間365日対応

その他のサービス

- 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス
- がんお悩み訪問相談サービス
- 介護アシスト (◎電話介護相談 ◎各種サービス優待紹介 ◎インターネットによる介護情報サービス)
- デイリーサポート (◎社会保険に関するご相談 ◎法律・税務に関するご相談 ◎暮らしの情報提供)



サービスは予告なく変更される場合があります。

各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じてご提供します。詳細は各サービスのチラシ等をご覧ください。

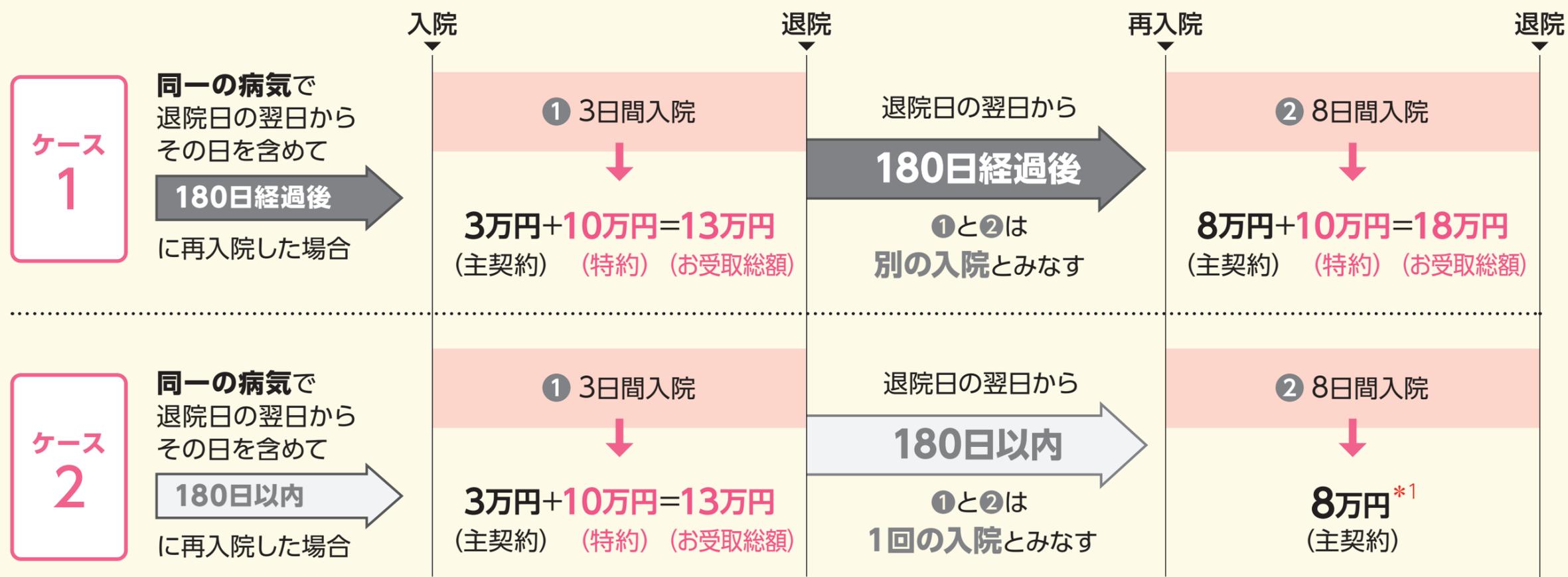
Q 同一の病気で複数回入院した場合の支払いについて教えてください

A 同一の病気や同一の事故によるケガの治療を目的として、入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして各入院日数を合算します。
ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（不慮の事故によるケガでの入院の場合は事故の日）からその日を含めて180日経過後に開始した入院については別の入院とみなします。

※同一の病気には医学上重要な関係にある病気を含みます。

例 同一の病気で2回入院したケース（入院一時給付金特約を付加した場合）

主契約の入院給付金日額：1万円、入院一時給付金額：10万円の場合



*1 同一の入院とみなすため、②では入院一時給付金はお支払対象外。8日分の入院給付金を主契約からお支払い。

商品特長



保障内容



オプション



サービス

Q&A

ご注意事項

Q 患者申出療養・評価療養・自由診療とは？

A 診療の種類と公的医療保険制度の給付の概要は次のとおりです。

保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療です。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定めるものをいいます。 <u>保険診療と自費診療の併用が認められていますが、患者申出療養にかかわる費用は自己負担となります。</u>
評価療養 (先進医療等)	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。 <u>保険診療と自費診療の併用が認められていますが、評価療養にかかわる費用は自己負担となります。先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ● 保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(承認事項の変更申請がなされている場合等) 等
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、 <u>自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。</u>

全画面表示

◀ 前 38 後 ▶

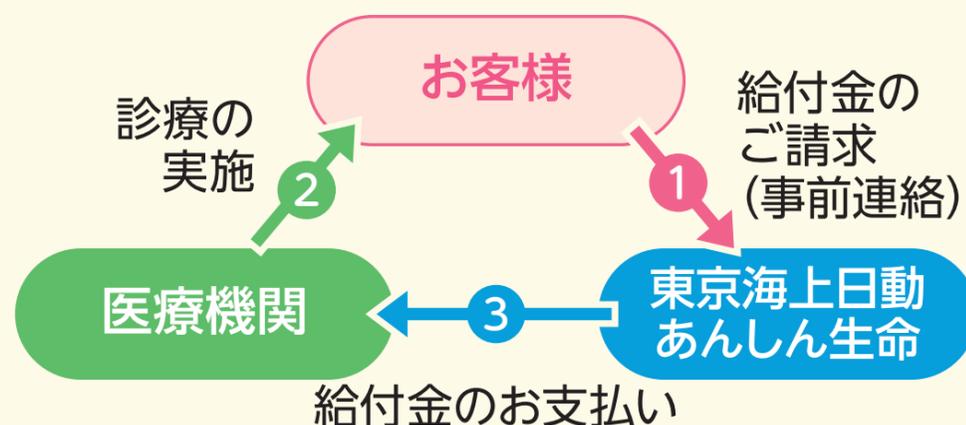
Q 給付金の直接支払サービスについて教えてください

A 当社から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスです。当社が提携する医療機関で先進医療特約・がん特定治療保障特約の対象となる所定の診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申出により、医療機関に対して所定の給付金を直接お支払いします。サービスの対象となる診療費について、お客様に一時的なご負担をいただくことなく、医療機関で診療を受けることができます。サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件については、専用ホームページ (<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/tyokusetsu/sentaku/index.html>) をご確認ください。

⚠ サービス利用にあたってのご注意

- ・診療を受けられる前に最新の提携医療機関をご確認ください。
- ・診療を受けられる前に、当社への事前連絡が必要となります。
- ・先進医療特約は、2022年8月現在、重粒子線治療、陽子線治療が対象です。
- ・給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、当社所定のお取扱条件を満たす必要があります。

給付金の直接支払サービスのご利用イメージ



サービスの対象となる医療機関は、下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。



サービスに関する
お問合せ・連絡先

保険金請求受付
専用ダイヤル



0120-536-338

受付時間

平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

全画面表示

◀ 前 39 後 ▶

商品特長



保障内容



オプション



サービス

Q&A

ご注意事項

Q 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の生活障害状態と要介護状態とは？

A 生活障害状態と要介護状態は、次のとおりです。

- (1)生活障害状態とは、国民年金法に基づく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として当社が定めるものをいいます。**ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。**
- (2)要介護状態とは、次の①、②のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。(特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。)
- ①常時寝たきり状態で、下記のア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない、 イ.衣服の着脱が自分ではできない、 ウ.入浴が自分ではできない、
エ.食物の摂取が自分ではできない、 オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- ②器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

全画面表示

◀ 前 40 後 ▶

Q 高額療養費制度の仕組みを教えてください

“高額療養費制度”
について

動画でご覧
いただけます(約2分)



A 原則、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関*2でかかった医療費の総額(公的医療保険の対象となる治療)が自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が払い戻される制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

70歳未満
の場合

例 •40歳
•年収約370万円～約770万円
(下記の所得区分³の場合)

1か月で総医療費が
100万円かかった場合 **自己負担額 87,430円**

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額*3
① 年収約1,160万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約 770万円～約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約 370万円～約 770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 年収約 370万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

*2 同一の医療機関等における自己負担(院外処方代を含みます。)では限度額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。

*3 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

出典:厚生労働省のホームページ等を基に当社作成

ご注意

2022年6月現在の公的医療保険制度に基づき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

全画面表示

◀ 前 41 後 ▶

Q 生命保険料控除について教えてください

A

この保険に適用される生命保険料控除の種類は下表のとおりです。
詳細は当社の取扱者/代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
一般生命 保険料控除	〈主契約〉*4メディカルKit R (主契約) *5で、死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合で、死亡保険金の給付倍率を100倍超と指定しているとき
介護医療 保険料控除	〈主契約〉*4メディカルKit R (主契約) *5 (上記以外の場合)、〈特約〉入院一時給付金特約、3大疾病入院支払日数無制限特約、手術給付金の追加払に関する特約、通院特約、先進医療特約、特定治療支援特約、女性疾病保障特約、がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、抗がん剤治療特約、がん特定治療保障特約、重度5疾病・障害・重度介護保障特約

*4 特定疾病保険料払込免除特則および死亡保障を含みます。
※特定損傷一時金特約は、生命保険料控除の対象になりません。

*5 メディカルKit Rの保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。
生命保険料控除の対象となるのは、「同条件のメディカルKit NEO」*6をご契約いただいた場合の保険料相当額となります。

ご契約	生命保険料控除の対象となる保険料
メディカルKit R	メディカルKit NEO*6の保険料相当額
メディカルKit R・生存保障重点プラン (特定疾病保険料払込免除特則付加あり)	メディカルKit NEO*6 (特定疾病保険料払込免除特則付加あり) の保険料相当額

*6 医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型) (手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率の型はI型)

ご注意 2022年6月現在の税制に基づき記載しています。今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

全画面表示

◀ 前 42 後 ▶

①がんに関する不担保期間のお取扱いについて

・次の特則・特約については、**主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間**とします。

特則・特約	不担保期間の取扱い
特定疾病保険料払込免除特則、特定治療支援特約、女性疾病保障特約（乳房再建給付金）、重度5疾病・障害・重度介護保障特約	不担保期間終了まで*1にがん*2に罹患した場合*3、がんによる保険金・給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はいたしません。*4この場合、不担保期間終了後に新たにがん ² に罹患されても、がんによる保険金・給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はいたしません。
がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、抗がん剤治療特約、がん特定治療保障特約、特定悪性新生物保険金前払特約	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで*1にがん*2と診断確定された場合*3は、特約は無効となり、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。

*1 責任開始期前を含みます。 *2 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。ただし、特定疾病保険料払込免除特則、悪性新生物初回診断特約、重度5疾病・障害・重度介護保障特約、特定悪性新生物保険金前払特約の場合、悪性新生物のみをいいます。 *3 ご契約の際、当社が告知等により知っていたがんを除きます。 *4 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

②保険金・給付金等の対象となる「3大疾病」および「慢性腎不全」について

・次の特則・特約において、お支払いや保険料払込みの免除の対象となる3大疾病は下表のとおりとします。(○:対象、×:対象外)

特則・特約	がん*5		心疾患		脳血管疾患	
	悪性新生物	上皮内新生物	急性心筋梗塞	左記以外*6	脳卒中	左記以外
特定疾病保険料払込免除特則	○	×	○	○	○	○
3大疾病入院支払日数無制限特約、通院特約、特定治療支援特約	○	○	○	○	○	○
女性疾病保障特約	入院給付金	○	○	○	○	○
	乳房再建給付金	○(乳房のみ)	×	×	×	×
がん診断特約、抗がん剤治療特約、がん特定治療保障特約	○	○	×	×	×	×
重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○	×	○	×	○	×
悪性新生物初回診断特約、特定悪性新生物保険金前払特約	○	×	×	×	×	×

*5 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

*6 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

・がんおよびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

・特定治療支援特約および重度5疾病・障害・重度介護保障特約のお支払いの対象となる「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

・その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款または特約条項の別表をご確認ください。

③健康還付給付金のお支払いについて

・支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
健康還付給付金の支払対象年齢	60歳または70歳(契約時にお選びいただけます)	70歳	75歳	80歳

・健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。この計算式の結果が0円以下となる場合は、健康還付給付金のお支払いはありません。

【既払込保険料相当額－入院給付金等の合計額】

・既払込保険料相当額は、「月払保険料相当額*7×健康還付給付金支払対象期間*8の月数*9」で計算します。

・入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払対象期間*8中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額とします。(各種特約の給付金等は含みません。)

*7 払込方法にかかわらず、月払・口座振替の1か月分の保険料とします。(各種特約・特定疾病保険料払込免除特約は付加せず、死亡保険金は担保しないものとして計算します。)

*8 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

①健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
②上記の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

*9 1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。

・健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

④主契約の手術給付金・放射線治療給付金について

・手術給付金のお支払いの対象となる手術は、以下の①または②に該当したときをいいます。

①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき

②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき

・手術給付金については、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

・放射線治療給付金のお支払いの対象となる放射線治療は、次のとおりとします。

病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき

・所定の放射線治療には、電磁波温熱療法を含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

⑤主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金、入院一時給付金特約の疾病入院一時給付金・災害入院一時給付金について

・同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。

・同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。

・疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。

・1回の入院について、疾病入院一時給付金と災害入院一時給付金は重複してお支払いしません。

⑥がん特定治療保障特約について

- ・この特約は、がん特定治療保障特約、がん特定治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
- ・給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用のことをいいます。
- ・患者申出療養は、療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により患者申出療養でなくなっている場合は、お支払いの対象となりません。
- ・診療計画*10において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。
- ・診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度*11とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合*12	次のア.またはイ.のいずれか大きい金額 ア. 医薬品の販売単価*13の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ. 500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します。)

*10 入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

*11 一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②ア.の合計額または②イ.のいずれか大きい金額を限度とします。

*12 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載されていない医薬品を含みます。

*13 医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算すること等により算出します。

⑦先進医療特約について

- ・先進医療特約は、先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)、がん先進医療特約とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
- ・先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

⑧ 保険金・給付金のお支払事由等の変更について

- ・各種制度の改正等により保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、下表のとおり保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

変更事由	保険金・給付金のお支払事由を変更することがある主契約・特則・特約
公的医療保険制度等の改正 または医療技術・医療環境の変化	主契約の給付金(疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金)、 特定疾病保険料払込免除特則、抗がん剤治療特約、がん特定治療保障特約、 特定悪性新生物保険金前払特約、先進医療特約、特定治療支援特約
国民年金法その他の関連する法令等の改正	重度5疾病・障害・重度介護保障特約

⑨ 解約返戻金について

- ・健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。
- ・健康還付特則以外は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ・解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額により異なります。
- ・ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。
- ・死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、解約返戻金の額は、死亡保険金部分を含めて上記のとおりです。
- ・死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で被保険者が死亡された場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

- **健康還付特則・特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。**
- **この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。**

10 特約の更新について

- 先進医療特約、抗がん剤治療特約およびがん特定治療保障特約について
 - ・保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
 - ・更新後の特約の保険期間は、それぞれ次のとおりです。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
 - ・先進医療特約および抗がん剤治療特約…10年
 - ・がん特定治療保障特約…5年
 - ・特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額、支払月数等を通算して適用します。
 - ・更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)
 - ・更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。
- 上記以外の特約の保険期間は終身(重度5疾病・障害・重度介護保障特約は60歳・65歳・70歳のいずれかで満了、特定損傷一時金特約は70歳で満了)のため、更新されることはありません。

11 給付金・保険金の設定額について

- ・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金・保険金の上限額までご加入いただけないことがあります。

12 配当について

- ・この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求についてご家族へのご説明をお願いします。

代理請求とは保険金・給付金等の受取人が被保険者となっているご契約で、保険金・給付金等の受取人(=被保険者本人)が保険金・給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合は被保険者と生計を一にする親族)が代理人として保険金・給付金等をご請求いただける制度です。

ご契約者が被保険者と同一人である場合の保険料払込みの免除のご請求についても、同様に取り扱います。

健康還付特則、重度5疾病・障害・重度介護保障特約については、指定代理請求人による代理請求の制度があります。健康還付特則について、健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当し、指定代理請求人が健康還付給付金をご請求するときは、保険料払込みの免除についても、指定代理請求人からご請求いただきます。

※代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨ご連絡はいたしません。保険金・給付金等をお支払いした後に、被保険者(またはご契約者)から契約内容についてのご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

「保険金・給付金等をお支払い」には、保険料払込みの免除を含みます。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金の種類等、詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

● 保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

● 当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

本資料について

- 本資料について、閲覧以外の転用・加工や一部抜粋・ホームページへの公開等のご利用を禁止しています。
- 本資料の有効期限は2023年8月末日です。商品改定等により短縮される場合があります。

本資料は2022年8月時点の商品の概要をご説明しております。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

取扱者/代理店

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>

カスタマーセンター ☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



本社募資 '22-KL01-006 C76-10269(2)改定202208

商品特長 >

保障内容 >

オプション >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 49 後 ▶